

# 京都学・歴彩館所蔵の行政文書の閲覧について

資料課公文書担当

京都学・歴彩館所蔵の行政文書の閲覧につきましては、事前連絡をいただいた後、閲覧日時調整をいたします。閲覧を希望される際には、下記の方法でご連絡をお願いします。

## 1 連絡方法

閲覧申請書にご記入いただき、(1)から(5)の項目とあわせて、メール、ファックス等でご連絡ください。

※ 申請書様式のダウンロードについて

「京都府・市町村共同電子申請システム」

(<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/govTop.do?govCode=26000>)

→キーワード検索：京都学・歴彩館

→「京都学・歴彩館 行政文書閲覧申請」をクリック。

→「ダウンロードファイル」をクリックにより、ダウンロードできます。

(1) お名前

(2) 閲覧目的(必須：調査研究のテーマ、資料を閲覧したい理由など)

(3) 簿冊番号

※ 簿冊番号は「京の記憶アーカイブ」(<http://www.archives.kyoto.jp>)での検索結果一覧の「番号」欄に記載されています。

(4) 簿冊名

(5) ご連絡先(電話番号、Eメールアドレス、ファックス番号、住所等)

※ 閲覧日時調整等の連絡先とさせていただきます。

※ 個人情報の審査(裏面参照)に、原則で最大15日をいただき、審査が終了しましたら、連絡をさせていただきます。

※ 大量の閲覧申請に際しての日程調整などで、連絡をさせていただくことがあります。

## 2 事前連絡をお願いするにあたって

### (1) 個人情報審査の必要性

行政文書には閲覧を制限すべき個人情報などが含まれている場合があります、公開にあたり事前に内容を審査する必要があります。また審査の結果、閲覧いただけない資料もありますので、予めご了承ください。

### (2) 閲覧席数

行政文書閲覧の際には、図面などを広げる場合もありますので、一定の空間的余裕があることが望まれます。また、行政文書閲覧の座席数が限られており、同時にご利用いただける人数に限りがあります。予約なしでご来館された場合、座席が確保できない場合があります。

### (3) 期限付公開不可の可能性

展示等への貸出や修復作業により、一時的に閲覧が不可能な場合があります。

## 3 行政文書の取扱いについて

当館所蔵の行政文書のうち、慶応3年から昭和21年度までの「京都府行政文書」は国の重要文化財に指定されています。また、その他の資料につきましても、安全な資料の利用及び保存の観点から適切な取扱いのもとで保存及び公開を行う必要がありますので、ご利用の際は上記の事情をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

連絡先 京都学・歴彩館 資料課 公文書担当

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1番地29

メールアドレス(資料課): rekisaikan-shiryo@pref.kyoto.lg.jp

電話番号: 075-723-4836 (直通)

FAX 番号: 075-791-9466 (代表)